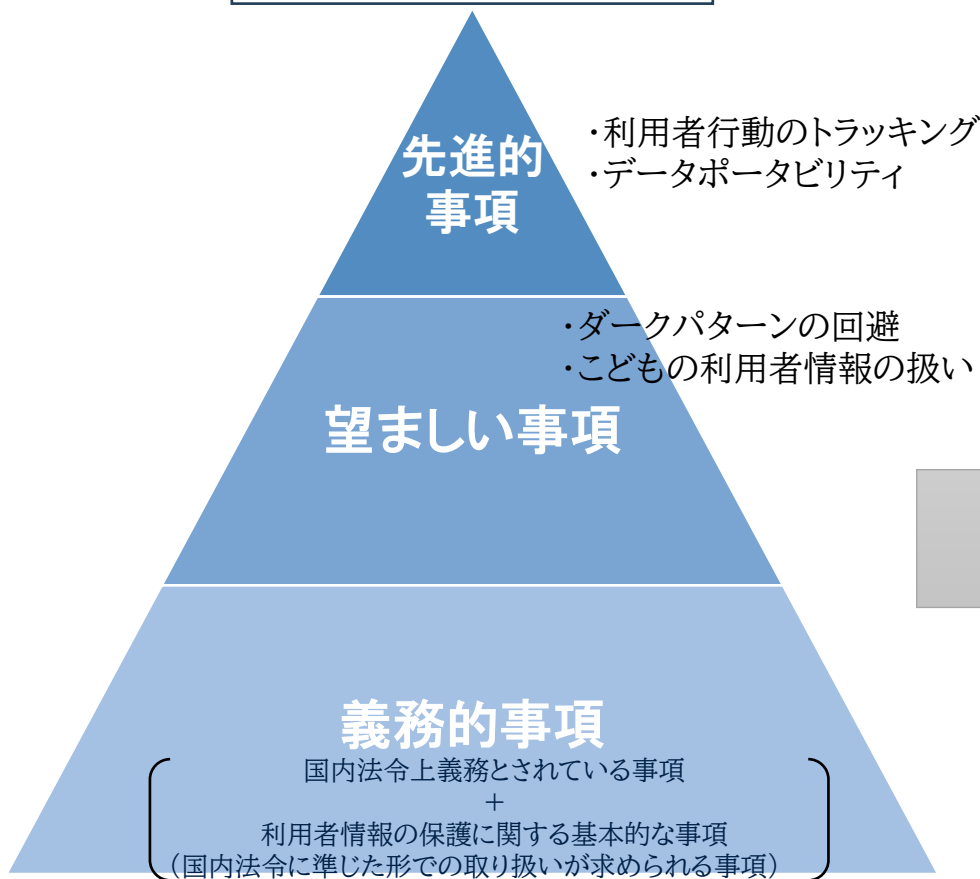


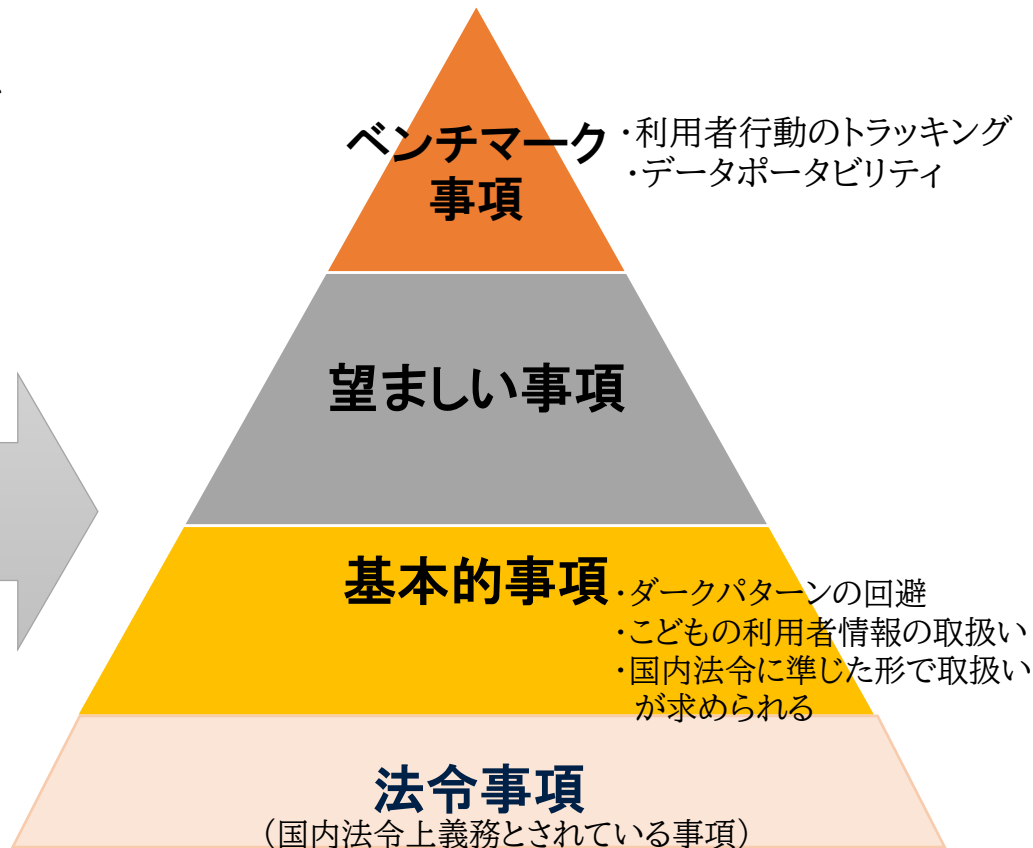
SPSIにおける望ましい事項の再整理(比較)

※セキュリティに関する事項の再整理については、別途議論予定。

- ご議論を踏まえ、3区分から4区分に変更（前回の「義務的事項」を2つに分割）。
- 「先進的事項」を「ベンチマーク事項」に名称変更。
- ダークパターン、こどもの利用者情報の取扱いは、その重要性に鑑み、「基本的事項」へ分類。

前回の提案
(2024年12月20日)

今回の提案



SPSIにおける望ましい事項の再整理のイメージ

取組の水準の度合い

ベンチマーク
事項

利用者のプライバシー確保のための民間事業者の先導的取組

例：利用者行動のトラッキングの同意取得、データポータビリティに関する事項

望ましい事項

利用者のプライバシー確保のため取り組むことが望ましい事項

- 欧州の法令等を参考に行っている事項
例：同意の撤回機会の提供とその方法のプライバシーポリシーへの記載
- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」に準じている事項
例：委託先・委託目的等のプライバシーポリシーへの記載

基本的事項

国内法令に準じた形で取扱いが求められるなど、 利用者情報の保護に関する基本的な事項

- 国内法令に準じた形で利用者情報の取扱いで実施が求められる事項
例：利用者情報の利用目的の特定（個人情報17条に準じる）
利用者情報の安全管理措置（個人情報23条に準じる）
- このほか、利用者情報の保護に関して実施が求められる事項
例：こどもの利用者情報、ダークパターンの回避

法令事項

国内法令上義務とされている事項

- 国内法令（個人情報保護法、電気通信事業法）に基づく義務
例：個人情報の利用目的の特定（個人情報17条）
個人データの安全管理措置（個人情報23条）
特定利用者情報規律・外部送信規律（電気通信事業法）

想定する事業者の範囲

SPSIにおけるスマホアプリ提供者における各取組の位置づけのイメージ

	1.2.1.1 プライバシーポリシー の作成・公表	1.2.1.2 プライバシーポリシーの運用	1.2.1.3(苦情相談への対応体制) 1.2.1.4(適切な安全管理措置) 1.2.1.5(開発時留意事項) 1.2.1.6(ダークパターンの回避) 1.2.1.7(電気通信事業法への対応)
ベンチマーク 事項	データポータビリティを確保している場合、 利用者情報の移転を行う方法の記載	利用者行動のトラッキング に関する同意取得	
望ましい 事項	利用者情報の取得方法の記載 (利用者の入力か、アプリによる自動取得か) 〈電気通信ガイドライン15条に準じる〉 委託する場合における 委託先、委託の目的等の記載 〈電気通信ガイドライン15条に準じる〉	同意の撤回の機会の提供 〈GDPR7条を参照〉	アプリの開発時における留意事項
基本的 事項	スマホアプリ提供者の氏名・住所等の記載 〈個情法32条に準じる〉 利用者情報の利用目的の特定 〈個情法17条に準じる〉	こどもの利用者情報の高い水準での確保 センシティブな利用者情報取得に係る 同意取得〈個情法20条に準じる〉 契約者ID・端末IDの利用目的の明確化 〈個情法17条に準じる〉	ダークパターンの回避 利用者情報の安全管理措置 〈個情法23条に準じる〉 利用者情報の取扱いに係る 苦情相談への対応体制〈個情法40条に準じる〉
法令 事項	個人情報取扱事業者の 氏名・住所等の記載〈個情法32条〉 個人情報利用目的の特定 〈個情法17条〉	要配慮個人情報取得に係る同意取得 〈個情法20条〉 個人情報利用目的の特定 〈個情法17条〉	個人データの安全管理措置 〈個情法23条〉 個人情報の取扱いに係る 苦情相談への対応体制〈個情法40条*〉 電気通信事業法への対応 (特定利用者情報規律、外部送信規律)

* 努力義務となっている。

望ましい事項の再整理に関する主なご指摘(概要)(令和6年12月20日)

- ✓ 利用者行動のトラッキングに関する同意取得が「先進的事項」のところにしているが、iOSではデファクトスタンダードになっており、先進的と言えないのではないかと。〈太田構成員、寺田構成員、森構成員〉
- ✓ 「望ましい事項」にダークパターンの回避があるが、ダークパターンの中にもグラデーションがある気がしており、「義務的事項」として、例えば消費者契約法で、消費者の誤認を招く行為が問題になるので、ひとくくりにはしない方がよいのではないかと。〈太田構成員、木村構成員〉
- ✓ 望ましい事項の再整理で、「義務的事項」のところが義務事項と義務的事項に分かれてしまう部分があるので、ここは少し気をつけて明確に書き分けていただけたらいいのかなと思った。〈寺田構成員〉
- ✓ ダークパターンは利用者をだますような行為であり、そういったものをやらないのが「望ましい事項」というのは、やっぱり行政機関の発信としては、ちょっと具合がよろしくないのではないかと。〈寺田構成員、森構成員〉
- ✓ SPSIが一番最初にできたとき、どういう考え方をするかということだが、もちろん、ベストプラクティスではあるが、その中にきちんと法令事項みたいなものを取り込んで、これを守っていれば法律もちゃんと守れるよという考え方があった。ただ、少し大回りしている部分があるから、その限度でベストプラクティスだったわけで、もう完全なベストプラクティスで理想的な世界、エルドラドを描いたものではない。〈森構成員〉
- ✓ 考え方としては、公法的規制があれば義務的なところ、プライバシー侵害というのは判断なので、必ず法令の要求だとは言えないのかもしれないが、プライバシー侵害は「望ましい事項」で、あとはブラウザあるいはOS事業者によって達成されているものというのも「望ましい事項」といった考え方で整理をして、「先進的事項」と「望ましい事項」と「義務的事項」の区別をしていただくのがいいのではないかと思う。〈森構成員〉
- ✓ サイバーセキュリティ対策をやる上で、これだけは絶対やっておくべきといった基本的なものはある程度挙げるができるが、それ以外は、いろんな脅威に対するいろんな対策というものがあり、どうしてもリスクベースアプローチにならざるを得ないという側面がある。セキュリティの観点で3つにきれいに分けることができるかというとなかなか難しいところもある。〈薦オブザーバ〉

望ましい事項の再整理に関する主なご指摘(概要)(令和6年12月20日)

- ✓ 義務と義務的にはどうしても分かれてしまうと思うので、両方を含む趣旨なら基本的事項みたいな名前になるのかなという感じはしているが、その中で、気になったのが一番右下の電気通信事業法への対応というところ。御案内のとおり、最近の改正で特定利用者情報に関する規律が入っていて、一定の大規模な事業者についてはガバナンスに関する義務が入り、その中にはセキュリティに関するものも入っている。かつ特定利用者情報には通信の秘密も含まれるので、通信の秘密の取扱いの一環として、特定利用者情報に関する規律というのが入ってくるかもしれないので、どう位置づけるかというところはある。〈蔦オブザーバ〉
- ✓ 資料18-3の先ほどから議論になっている望ましい事項の3段階について、理論的には4段階もあり得るのではないかと考えており、「義務的事項」の中で先ほどの義務事項、義務的事項という話もあったが、その上で望ましい事項、いわゆる英語で言うプリファードとストロングリープリファードといった、いずれにせよベストプラクティスなので、我々がどれぐらい強く望んでいるのかという主観的期待を含めた量的な概念を盛り込むことは、事業者に対して過度なプレッシャーにならないのではないかと考える。この点はプリファードとストロングリープリファードで分け、先ほど構成員の先生方から議論があるダークパターンの回避やこどもの利用者の高い水準については、かなり我々の方で強く望んでいるというメッセージを発するのがよいのではないかと考える。〈江藤構成員〉
- ✓ 先ほど江藤先生から言及のあったストロングリープリファードというのはあり得ると思った。特にこどもやダークパターンに関することは、ヨーロッパはもとより、アメリカの状況と比較していても、我が国に法規制がないのが不思議な状況というのが一つあると思う。そこを特に望ましい事項として示していくということ、そして、やはりこのソフトローであると、先ほども出たように、海外の事業者にも強く推奨される事項だといったようなことを発信していくかがまさにイニシアティブの価値なのではないか。〈生貝構成員〉
- ✓ SPSIのベストプラクティスを海外事業者に守ってもらうのにどうしたらよいかという話では現実的にはなくなっている面がある。「先進的事項」の利用者行動のトラッキングの同意のところに出てきたが、既に海外のプラットフォーム事業者、OS事業者等によって実現されているものをこちらから承認する形で、プライバシーのためにいいことだから、例えば競争阻害要因などではないという形で追認する、つまり、こちらでお示ししているベストプラクティスは、我々の法規制のレベルの緩さによってそんなに先進的なベストプラクティスにはなっておらず、それがデファクト・スタンダードや、あるいは海外法令のレベルにぎりぎりどうにかというような、ベストプラクティスだと考える。どちらかというと御理解いただかないといけないのは国内事業者であったり、国内の他法令の考え方であったりする。〈森構成員〉